

「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）

令和 2 年 5 月 29 日

新型コロナウイルスに対する

代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局[※]発行に対しての

株式会社シリウスの見解

令和 2 年 5 月 31 日

株式会社シリウスでは、2008 年設立以来、

- ・ステリパワー（弱酸性次亜塩素酸水液体:高濃度二液混合タイプ）
- ・除菌水の素（弱酸性次亜塩素酸生成パウダー： 50ppm/500mℓ）
- ・J-BOY[®]除菌パウダー（弱酸性次亜塩素酸生成パウダー： 50ppm/5ℓ）

1. 製法・原料

(1) 液体の販売にあたって、製法（電気分解、混和等）や原料（以下の①～③）が明記されてないものが多い。

①電気分解によって生成された製品については、用いた電解質。

②化学物質の混和によって生成された製品について、用いた化学物質。

③上記以外の製法によって生成された製品について、その生成過程及び用いた原料

- (2) 「次亜塩素酸水」を生成できるといった液体、粉末、タブレット等の販売にあたって、含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式が明記されていないものが多い

□シリウスの見解

・次亜塩素酸水除菌水は含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式の明記が義務化されていません。

義務化など法制度が整備されしたら製品パッケージや取扱説明書、リーフレット、ホームページ等で率先して含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式を開示して行きたく存じます。

2. 液性・濃度・成分 (1) 液性を、pH 値によって明記していないものが多い。(2) 次亜塩素酸濃度を、mg/L 又は ppm を単位として明記していないものが多い。希釈して用いる製品については、希釈方法について明記していない。(3)液体の販売にあたって、製造日及び使用可能期間、使用可能期間中における次亜塩素酸濃度の低減について明記していないものが多い。(4)「次亜塩素酸水」を生成できるといった製品の販売にあたっては、製品としての使用可能期間（適切な液性・濃度の次亜塩素酸水が生成可能な期間）及び生成後の液体の使用可能期間について明記されていないものがある。また、次亜塩素酸濃度の低減について明記されていないものもある。(5) 次亜塩素酸以外の成分について、明記していないものが多い。

□シリウスの見解

・『ステリパワー』（弱酸性次亜塩素酸水液体:高濃度二液混合タイプ）に関しましては業務用での販売実績が多く顧客に対しまして濃度、希釈方法や使用方法をリーフレットにてご紹介しております。使用期限に関しては製品に生成後 1 か月と明記しております。

・『除菌水の素』『J-BOY®除菌パウダー』（弱酸性次亜塩素酸生成パウダー）

に関しましては希釈方法、用途に応じた適正濃度や使用方法を製品包装に明記しております。また使用期限に関しては”パウダーのまま”でしたら化学変化を起こさない限り劣化や変質の根拠がなく特に使用期限を設けておりません。但しお客様が水に溶かし除菌水を生成してから適切な保管の下、1 か月以内での使い切りとしております。

成分に関しては製品に明記しております。

II. 有効性や安全性の根拠について

1. 有効性・安全性の根拠と試験

(1) 消毒・除菌等の有効性の根拠が明確でないものが多い。さらに、有効性試験を行っている場合でも、国際規格(ISO)、国家規格(JIS)、団体規格等で規定されている評価法を用いていないものがあるほか、結果の表示にあたっては、試験実施時期、用いた手法、試験機関、結果等が明示されていない場合がある。

(2) 安全性を謳っているにもかかわらず、その根拠が不明なものが多い。

□シリウスの見解

『ステリパワー』に関しては製造メーカーにて安全性、除菌性能にて検証しております。

また、『除菌水の素』『J-BOY®除菌パウダー』に関しては、製造メーカーにて第三者機関を通じ安全性、殺菌効果、消臭能力など規格による試験方法にて取得しております。

また、『ステリパワー』『除菌水の素』『J-BOY®除菌パウダー』はあくまでも環境除菌剤であり、これらの表記は薬事法の観点から特定の病傷名や菌名に対しての効果効能を謳うことはできず今後もメーカーとして明示することができません。

■安全性

①製品安全性データシート ダイワボウノイ株式会社

②MIC 試験証明書 (財)日本化学繊維検査協会生物試験センター(CK-09-035115)

・ MRSA ・ 緑膿菌 ・ 大腸菌 O157 ・ サルモネラ菌 ・ 白癬菌 ・

■殺菌効果試験 ①MRSA ・ 緑膿菌 ・ 大腸菌 O157 ・ サルモネラ菌 ・ 白癬菌

(財)日本化学繊維検査協会生物試験センター(CK-09-048233)

②セレウス菌 (財)日本食品分析センター(第 209080498-001 号)

③ノロウイルス(抗ノロウイルス) ビジョンバイオ(株)食品検査センター(3306-02523)

④レジオネラ菌 (財)日本食品分析センター(第 209080498-003 号)

⑤インフルエンザウイルス(不活化) (財)日本食品分析センター(第 09028394001-03 号)

⑥ポリオウイルス(不活化) (財)日本食品分析センター(第 10011741002-01 号)

⑦パルボウイルス(効果試験) (財)畜産生物科学安全研究所 (10-090)

■残留塩素濃度

(財)日本食品分析センター(第 09018849001-01 号)

■皮膚一次刺激性 ①ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験

(財)日本食品分析センター(第 0928394001-02 号)

■経口毒性試験 ①ラットを用いた急性経口毒性試験

(財)日本食品分析センター(第 0928394001-01 号)

■眼刺激性試験 ①ウサギを用いた眼刺激性試験 (財)日本食品分析センター(第 10065144001-01 号)

■除菌力比較 ①殺菌剤 4 種の除菌力比較 (試験対象：黄色ぶどう球菌・大腸菌・サルモネラ菌)

(財)日本化学繊維検査協会生物試験センター(CK-10-067143)

■消臭試験 ①タバコ消臭性能報告書 (株)ダイワボウノイ 臭気判定士第 0461C 号 築城寿長氏

②アンモニア・硫化水素 (株)ダイワボウノイ 臭気判定士第 0461C 号 築城寿長氏

2. 「食品添加物」等を根拠とした説明

(1) 食品添加物であることを根拠として、人体への安全性を謳っているものがある。

(2) 食品添加物や医薬品である「次亜塩素酸水」と同等の液性・濃度であることだけを根

拠として、安全性を謳っているものがある。

(3) 原料が食品添加物であることを根拠として、最終製品の安全性を謳っているものがある。

る。

□シリウスの見解

『ステリパワー』『除菌水の素』『J-BOY 除菌パウダー』に関しては、製品並びに原材料が食品添加物とし安全性を謳った事実は一切ございません。

3. その他

(1) 有人空間での「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある。

□シリウスの見解

当社、空間清浄システム J-BOY® (SVW-AQA1000:2013 年発売/ SVW-AQA1001:2015 年発売) に関しては除菌水を超音波加湿器で噴霧する方法とは異なり除菌水を含水性のあるハニカム状フィルターに含水させ空気を強制的に透過させることにより空間の除菌消臭を行う方式であり問題となっている「噴霧」とは全く違う方式であります。

また、日本電機工業会 (JEMA) が団体規格として推奨している「空気清浄機の浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験方法にて 2013 年に (財) 北里環境科学センターにおいて北生発 25_0067 号実施しており 25 m³の空間に拡散された大腸菌ファージが 11 分で 99% 除去された。

但しこれらの試験結果を以ってシリウスとしてカタログ、ホームページ、店頭、展示会などにおいてウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示や訴求を行った事実はございません。

(2) 他社製品の有効性・安全性を誹謗するような広告を行っているものがある。

□シリウスの見解

他社製品の有効性・安全性を誹謗する広告は一切行っておりません。

III. 使用上の注意

1. 安全上の注意事項

(1) 酸と混ぜた場合や保管中等に塩素ガスが発生する可能性があること、通気性の良い場所に保管すべきことを記載していないものがある。

□シリウスの見解

『ステリパワー』に関しては初期導入時リーフレットにて紹介。

『除菌水の素』に関しては製品包装ラベル裏〈除菌水の素なんでも Q&A〉に記載

『J-BOY 除菌パウダー』に関しては製品梱包箱裏取扱説明書に記載

(2) 次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険であることを記載していないものがある。

□シリウスの見解

そもそも当社製品をご購入されたお客様は次亜塩素酸水をご購入されており、次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険である旨の表記は不必要との考えから製品自体には表記しておりませんでした。記載義務が法制度化するのであれば積極的に製品並びにホームページ等で訴求して行きたく存じます。

2. 有効性を維持するための注意事項

(1) 有機物によって分解されるため、予め対象物の汚れを落としておくべきことを記載していないものがある。

□シリウスの見解

使用方法の中で『有機物によって分解されるため、予め対象物の汚れを落としておくべ

き』と記載しておりません。法制度化するのであれば積極的に製品並びにホームページ等で訴求注意喚起して行きたく存じます。

(2) 紫外線によって分解されるため、遮光性の容器に入れるか暗所に保管すべきことを記載していないものがある。

□シリウスの見解

『ステリパワー』に関しては初期導入時リーフレットにて紹介。

『除菌水の素』に関しては製品包装ラベル裏〈除菌水の素なんでも Q&A〉に記載

『J-BOY 除菌パウダー』に関しては製品梱包箱裏取扱説明書に記載

IV. その他、自主的かつ合理的な選択を妨げ、あるいは法令違反のおそれがあるもの

1. 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の名称を用いている。
2. 医薬品又は医薬部外品とまぎらわしい名称を用いている。
3. 薬機法に基づく承認を得ていないにもかかわらず、手指・人体への効果を謳っている
4. 特定の効果・効能を謳う名称を用いている。
5. その他、関連する法令に抵触する名称を用いている。
6. 特許に係わる旨を表示する場合に、「方法特許」又は「製法特許」の文字及び特許番号並びに 特許発明にかかる事項を併記して正確に表示していないものがある。

□シリウスの見解

『除菌水の素』発売時に東京都福祉保健局健康安全部薬務課指導の下、「医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器の広告と表示について」の指針に基づき環境除菌剤である『ステリ

パワー』『除菌水の素』『J-BOY 除菌パウダー』商品パッケージ、広告媒体が薬事法に抵触しないように作成しております

総括:

シリウスは創業 2008 年以來次亜塩素酸水の安全性と除菌効果について着目し応用性や汎用性を探って参りました。現在までに多くのユーザー様にご愛用頂いておりませんが一度も健康被害や事故の報告はございません。

現時点において、「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスへの有効性は確認されていないにも関わらず次亜塩素酸水の販売実態から、あたかも効果があるかの如く過大な訴求や宣伝広告をしているメーカーの実態があるという内容のファクトシートとなっております。

薬事法の観点から次亜塩素酸水除菌剤の多くは『環境除菌剤』であり特定の病傷名や菌名に対して効果効能を訴求できない事となっております。

実態に関しては由々しき事態であり早急に法整備が必要かと存じます。

一方では帯広畜産大学において

『新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の不活化効果を証明』

北海道大学とエナジック社

『次亜塩素酸水で新型コロナ不活化「30 秒以下で」 北海道大学とエナジック社が実証』

など次亜塩素酸の新型コロナウイルスに対しての効果が大学や研究機関において検証されております。

使用する除菌水の製造方法や内容成分は違うにせよ

次亜塩素（HClO）のウイルスの表皮（スパイク）の破壊は

濃度と pH 値によるものが大きく

当社と致しましても

積極的に新型コロナウイルスに対しての検証を進めてゆきたく存じます。

株式会社シリウスでは法令順守の精神を堅持しつつ

次亜塩素酸を通し

安全で安心して暮らせる生活を取り戻すお手伝いを致したく存じます。

お問い合わせ先

株式会社シリウス

代表取締役 亀井隆平

03-5817-4474